

2011年3月11日金曜日14時46分 東日本大震災

～東日本大震災 現場からの証言
復興に向けての課題と提言～



仙台市の被災状況

1. 仙台市災害対策本部発表 2014.03.31現在
- ◎ 仙台市被害状況 地震概要 (気象庁)
- 発生日時平成23年3月11日14時46分
- 震央地名三陸沖 (北緯38度06.2分、東経142度51.6分)
- 規模 マグニチュード9.0 (暫定値) 震源の深さ約24km(暫定値)

2. 宮城県発表 被害等状況 2023.09.30現在

市町村	人的被害					
	人口(H22.10) 人	死者 人	行方不明者 人	重傷 人	軽症 人	その他 人
宮城県	2,348,165	10,570	1,215	502	3,615	28
仙台市	1,045,986	924	27	276	1,999	0

市町村	住家被害				
	全壊 棟	半壊 棟	一部損壊 棟	床下浸水 棟	非住家被害 棟
宮城県	83,005	155,131	224,202	7,796	26,796
仙台市	30,034	109,609	116,046	不明	不明

3. 震災を振り返る

想定していた地震との比較

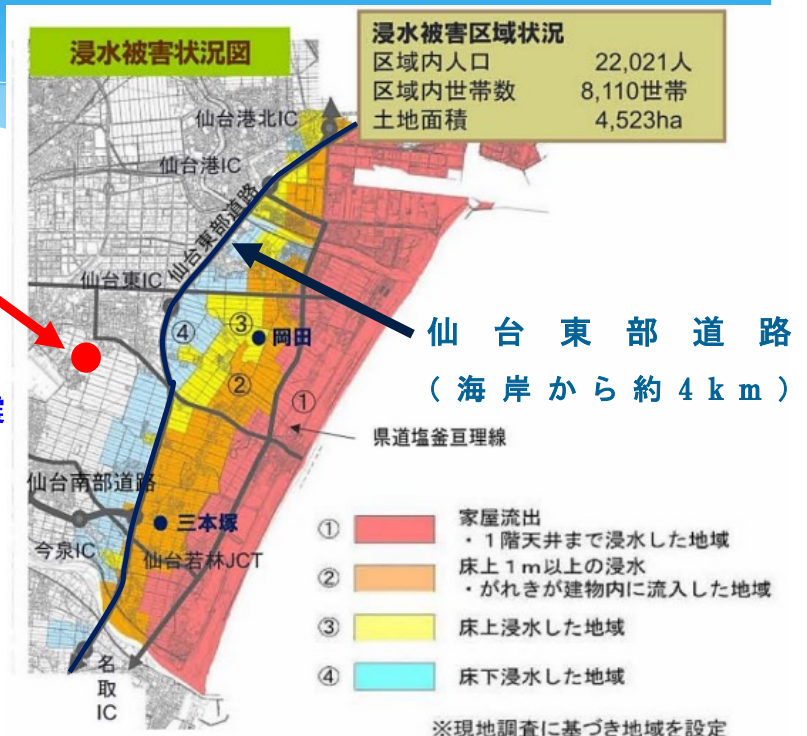
	想 定	東日本大震災	規模の違い
地震の規模 (マグニチュード)	8.0 (宮城県沖地震7.4) (熊本地震7.3)	9.0	エネルギー 約32倍 (宮城県沖地震の約250倍) (熊本地震の約355倍)
震 度	県北部：6強 上記周辺：6弱	県北部(栗原市)：7 東松島市、石巻市など：6強	
津波の 最高水位	10m (気仙沼市本吉町)	30m以上	3倍以上
浸水面積	43.5km ²	327km ²	約7.5倍

※ 仙台市の行方不明者27名 全ての方の死亡届の提出が確認されています。
※ 県の指導により行方不明者の内、死亡届の提出が確認された方は死者に含めないこととしております。

仙台市の被災状況(沿岸部)



浪分神社
(海岸から約5.5km)



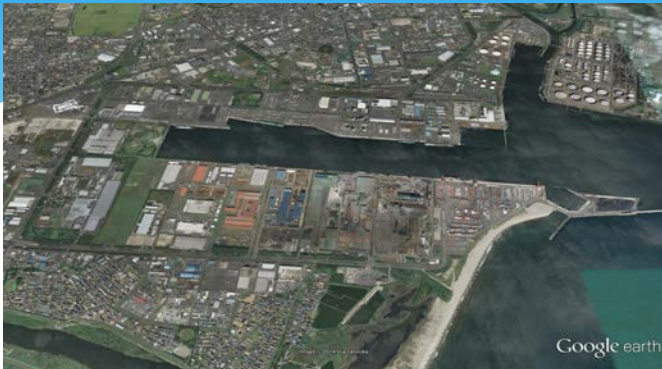
文禄・慶長(1596-1615)時代に起きた大地震

- ・1596年9月1日 伊予地震
- ・1596年9月4日 豊後地震・津波 M7.0
- ・1596年9月5日 伏見地震 M7.0
- ・1605年2月 東海地震・津波 M7.9
- ・1611年9月 会津地震 M6.9
- ・1611年12月 奥州地震・津波 M8.5(?)

[出典:仙台市]

仙台市の被災状況 比較①

宮城野区仙台港地区 震災前2009.03.31



宮城野区仙台港地区 震災後2011.03.14



宮城野区蒲生中野地区 震災前2008.09.01



宮城野区蒲生中野地区 震災後2011.03.14



仙台市の被災状況 比較②

宮城野区岡田南蒲生地区 震災前2009.03.31



若林区荒浜地区 震災前2009.03.31



宮城野区岡田南蒲生地区 震災後2011.03.14



若林区荒浜地区 震災後2011.03.14



仙台市の被災状況 比較③

若林区藤塚地区 震災前2009.08.14



若林区井土地区 震災前2009.08.14



若林区藤塚地区 震災後2011.03.14



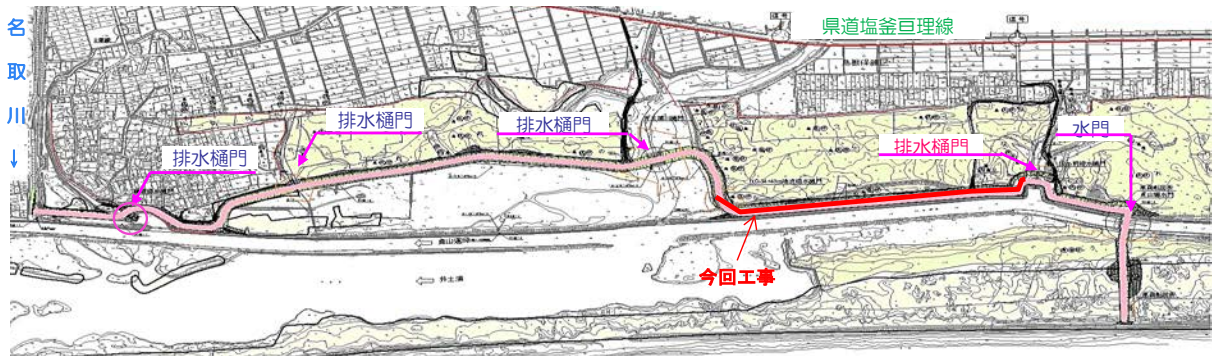
若林区井土地区 震災後2011.03.14



施工中現場の被災状況 ①

国土交通省発注：河川築堤工事

地震発生時は仙台市若林区藤塚地区で築堤工事をおこなっていました。施工場所は貞山運河沿いの太平洋に面した場所での施工でした。



施工中現場の被災状況 ②

震災前の藤塚地区の航空写真(平成21年3月31日)

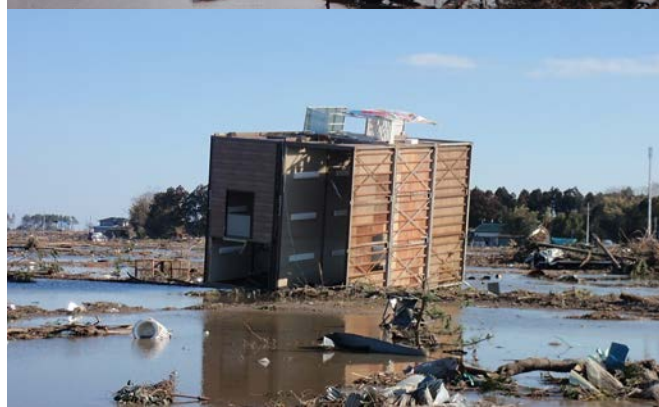


震災後の藤塚地区の航空写真(平成23年4月6日)



施工中現場の被災状況 ③

震災発生後の現地写真(平成23年3月14日)



施工中現場の被災状況 ④

震災発生後の現場写真(平成23年3月16日)



施工中現場の被災状況 ⑤

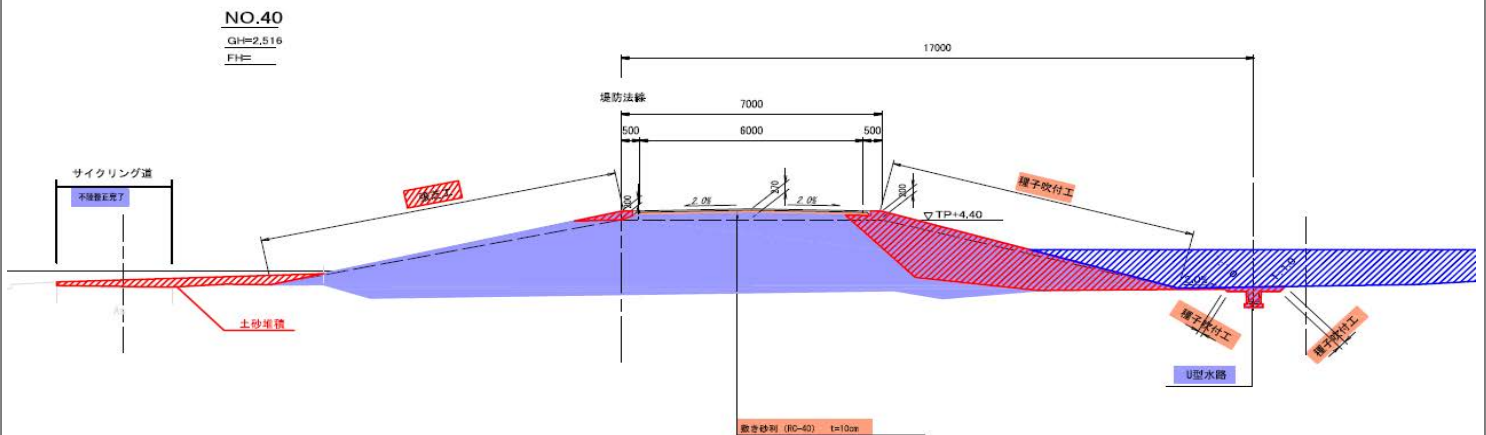
震災発生後の被災機械等写真



11

施工中現場の被災状況 ⑥

暫定堤防復旧断面図



12

施工中現場の被災状況 ⑦

被災状況写真



暫定復旧完了写真



施工中現場の被災状況 ⑧

深沼北工区の施工状況写真 左が施工中 右が完成

仙台湾南部海岸は仙台市から亘理郡山元町までの約60kmにわたる海岸線で、H23.3東日本大震災により海岸保全施設が未曾有の被害を受けた。

H23.8までに約20kmの区間において堤防を緊急的に応急復旧した。

現在、本復旧として海岸保全施設の復旧を行っており、H27までに完了を目指している。国土交通省資料引用



津波被災状況 ①

仙台港地区・蒲生中野地区津波・火災被害

東邦運輸倉庫



JX日鉱日石エネルギー仙台製油所

3月11日20時00分頃爆発音と共に火災発生、3月15日14時30分頃火災鎮火。東北地方6県の灯油やガソリンなど石油製品は、消費量の半数を当製油所からの供給に頼っていたためガソリン不足が起きた。ウィキペディアより転記



仙台市ガス局港工場



津波により打ち上げられた6000トンの船



牛小舎地区:住宅地、津波により自動車が集積し延焼



中野小学校:小学校の東側の住宅は全て流出した



JFE条鋼仙台製造所:集積されていた鉄屑・鉄切屑が津波により海水をかぶり急速に酸化が進んだが酸化熱が放散されずに蓄積されて出火したものと推定される



蒲生干潟:「回復困難」津波被害「真観」と同規模 東北大災害制御研究センターは1日、仙台市青葉区の同センターで東日本大震災に関する報告会を開いた。震災後の調査で仙台市宮城野区の蒲生干潟は、生態系回復が困難なほど深刻な被害を受けたことが判明。今回の津波について、仙台の沿岸部で過去最も大きな被害を出したとされる869年の貞観地震津波と同規模と報告した。河北新報

ワキタ仙台支店 全焼



津波被災状況 ②

宮城野区 岡田・南蒲生地区

画像仙台市被害状況から引用

岡田地区道路状況



南蒲生地区道路状況



南蒲生浄化センター



岡田地区住宅地周辺



岡田地区冠水した水田



南蒲生地区



南蒲生地区



Google earth

津波被災状況 ③

若林区 二本塚・二木・井土・種次・藤塚地区

画像仙台市被害状況から引用

若林区種次地区：住宅地



若林区井土地区：住宅地



若林区藤塚地区：住宅地



津波被災状況 ④

仙台東部道路

2011年3月19日・21日撮影 [写真提供建設新聞社]



東部道路、津波から住民救う仙台・六郷

東日本大震災で被災した仙台市若林区六郷地区で、多くの住民が地区の東西を貫く仙台東部道路に駆け込み、一命を取り留めた。道路が周辺より高い盛り土構造だったことが幸いした。高速道は指定避難所ではないが、震災時の一時避難拠点として見直されそうだ。2011年04月03日日曜日 河北新報記事一部転記

社団法人仙台建設業協会 災害措置対応対策本部の設置①

2011年3月11日金曜日14時46分 東日本大震災 本震

本震からの2日間

2011年3月11日

- ・ 社団法人仙台建設業協会災害措置対応対策本部設置
- ・ 情報収集開始
- ・ 会員各社安否確認業務開始
- ・ 若林区道路啓開作業隊 出動
- ・ 各区隊各社、仙台市より直接の緊急応急依頼で出動
- ・ 20時00分仙台市災害対策本部訪問

2011年3月12日 本部24時間体制

- ・ 仙台市より避難所の安全点検依頼受領



2011年3月12日本部会議[写真提供建設新聞社]

一般社団法人仙台建設業協会 災害措置対応対策本部の設置②

対策本部として不足したもの

1. アイアンフォークアタッチメント付バックホウ(オペレーター共)

がれきの移動・撤去・分別の際には、通常のバックホー等の重機だけではなく、専用のアタッチメント『つかむやつ』が必要になります。

がれき撤去では50%以上、宅地がれき撤去では75%以上がこれを使用しました。

アイアンフォーク



グラップル



2. 電気がないと、電話・パソコン・FAXが使えない。

3月14日から本部建物で通電したが、会員全社が通電するまで、3月21日までかかった(浸水地域以外)。

3. 燃料(ガソリン・軽油)がないと、車・重機・トラックが使えない。移動・輸送ができない。

「仙台方式」とは

地元業者が復旧作業を実施

- 地域経済を復興

官民の緊密な連携・明確な役割分担

- 被災地域を迅速に復旧

がれき等の分別・リサイクルの徹底

- 効率的に迅速処理
- 仙台市域内で処理完結

「仙台方式」がれき等の処理体制

がれき・損壊家屋等の分別撤去

がれき等の細分別・リサイクル

仙台建設業協会
宮城県解体工事業協同組合

分別搬入

連携

宮城県産業廃棄物協会
仙台支部

連携

連携

仙台市

事業方針策定・進捗管理

「仙台方式」 9つの作業部隊

①人命隊	• 2011.3～7
②濡れごみ隊	• 2011.3～7
③道路隊	• 2011.4～6
④車両隊	• 2011.4～2012.1
⑤がれき隊	• 2011.4～2011.7
⑥解体隊	• 2011.6～2014.2
⑦農地隊	• 2011.7～2012.3
⑧山ごみ隊	• 2011.9～2012.5
⑨搬入場隊	• 2011.3～2014.3

一般社団法人仙台建設業協会 作業部隊の活動時期

年	2011年									2012年
月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～	3月	
区分	緊急応急 出動期	各区部隊 編成期	広域災害復旧部隊編成期							
緊急作業隊	道路啓開隊	[活動]								
	各区災害措置協力会 作業隊	[活動]								
	東部地区緊急排水業 務作業隊	[活動]								
	搬入場造成隊	[活動]								
	建築隊	[活動]								
がれき等撤去隊	① 人 命 隊	[活動]								
	② 濡れごみ隊	[活動]								
	③ 道 路 隊	[活動]								
	⑤ がれき隊	[活動]								
	⑥ 解 体 隊	[活動]								
	⑦ 農 地 隊	[活動]								
	⑧ 山ごみ隊	[活動]								

緊急応急出動期 緊急作業隊①

1. 緊急対応業務

仙台市の各区各課から緊急対応業者(ほぼ協会員全社)に直接、緊急対応業務の依頼があった。

また、仙建協に避難所の安全点検の出動要請があり12人の建築士を派遣した。

このほか、道路・ライフライン等の危険箇所について緊急的な応急復旧を実施した。

2. 若林区宮城野区道路啓開隊 14社

仙台市宮城野区、若林区の道路課から各区隊長会社へ要請があり、各区隊長会社は対応できる会員企業を招集した。

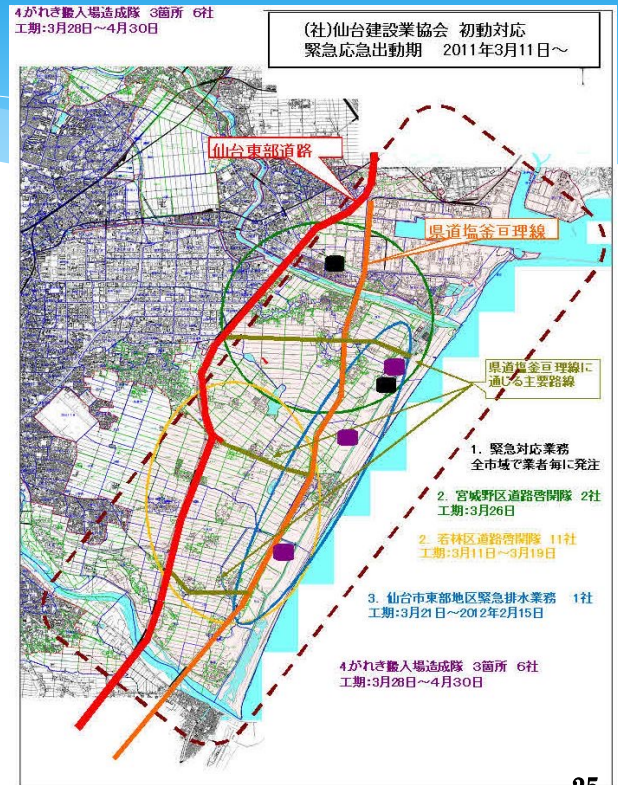
緊急啓開路線となる県道塩釜亘理線を補完する主要路線が1車線の車両通行帯を確保できるよう、がれきなど道路上の障害物を撤去した。

3. 仙台市東部地区緊急排水業務 1社

仙台市東部に位置する排水機場4か所が津波により被災した。代替りの大型排水ポンプを設置し、内陸の津波滞水などを海に排水した。

4. 宮城野区・若林区 がれき搬入場造成隊

3か所の震災廃物がれき搬入場の造成を行った。このほか、各区におかれた市民自己搬入用の廃物仮置場の設置も仙建協で対応した。蒲生がれき搬入場は車両置き場増設をした。



緊急応急出動期 緊急作業隊②

各区災害措置協力会作業隊
緊急対応業務

緊急応急業務 : 道路橋の復旧:県道塩釜亘理線



緊急応急業務 : 宮城野区雨水堀内がれき撤去



緊急応急出動期 緊急作業隊③

若林区道路啓開隊
(東北地方整備局くしの歯作戦の一つ)



緊急応急出動期 緊急作業隊④

仙台市東部地区緊急排水業務



東部地区緊急排水業務作業隊は津波によって冠水した田んぼの海水を24時間体制で排水を行う作業を行いました。その排水作業の進捗の差が後の除塩作業に大きな影響を与える事になりました。排水が遅れた所は海水が地中深い所まで浸透してしまい、除塩するのに多くの時間がかかってしまいました。またこの時期、発電機の燃料狙った燃料泥棒が横行した為、24時間体制で警備員を配置しました。

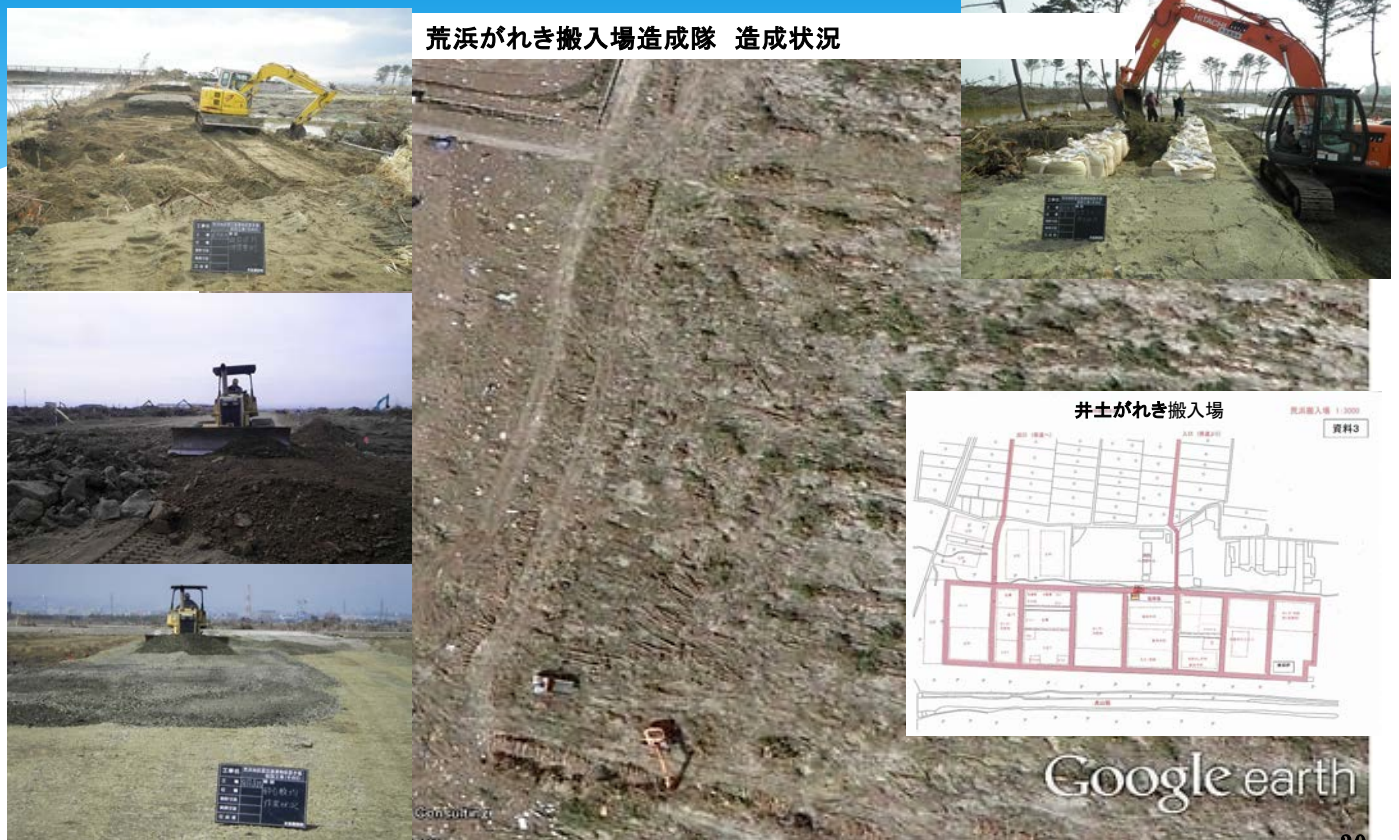
緊急応急出動期 緊急作業隊⑤

蒲生がれき搬入場造成隊(緊急作業隊) 造成状況



緊急応急出動期 緊急作業隊⑥

荒浜がれき搬入場造成隊 造成状況



緊急応急出動期 緊急作業隊⑦



井土がれき搬入場造成隊 造成状況



Google earth

© 2011 ZENRIN
© 2011 Geoconce Consulting

緊急応急出動期 各区部隊編成期 がれき等撤去隊

1. **行方不明者捜索に係るがれき撤去隊(人命隊) 6社**
自衛隊・警察・消防の行方不明者捜索に協力し、沿岸部で捜索個所・地域の障害物となるがれきなどを撤去した。
2. **行方不明者捜索に係る河川等の排水及びがれき撤去隊(人命隊) 3社**
自衛隊・警察・消防の行方不明者捜索のため、対象となる河川・沼等をポンプ作業及び土嚢等による臨時的堰設置により水位を低下させ、障害物となるがれき等を撤去した。
3. **宮城野区道路がれき撤去隊(道路隊) 8社 重機36台 ダンプ43台**
宮城野区の市道の道路啓開等で道路脇に集めたがれきを撤去しがれき搬入場へ搬入した。
4. **若林区道路がれき撤去隊(道路隊) 8社 重機34台、ダンプ38台**
若林区の市道の道路啓開等で道路脇に集めたがれきを撤去しがれき搬入場へ搬入した。
5. **宮城野区公園がれき撤去隊濡れごみ隊(濡れごみ隊) 6社 重機11台 ダンプ17台**
宮城野区の市民自己搬入用の廃棄物仮置場にした公園17箇所に集積されたがれきを撤去し、がれき搬入場へ搬入した。



緊急応急出動期 がれき等撤去隊①

自衛隊及び消防・警察による行方不明者捜索

行方不明者捜索に係るがれき撤去隊(人命隊)



自衛隊宮城地方協方本部写真館より転載

緊急応急出動期 がれき等撤去隊②

行方不明者捜索に係る河川等の排水及びがれき撤去隊(人命隊)

南長沼

大沼



井土浦川

農業用水路



各区部隊編成期 がれき等撤去隊①

若林区道路がれき撤去隊(道路隊)



工事名	若林区道路がれき撤去
区	若林区
町	三本塚
丁目	流木
区画番号	
撤去状況	切断状況
立会者	



工事名	若林区道路がれき撤去
区	若林区
町	三本塚
丁目	流木
区画番号	
撤去状況	撤去状況
立会者	



工事名	若林区道路がれき撤去
区	若林区
町	三本塚
丁目	流木
区画番号	
撤去状況	状況
立会者	



工事名	若林区道路がれき撤去
区	若林区
町	三本塚
丁目	流木
区画番号	
撤去状況	状況
立会者	

各区部隊編成期 がれき等撤去隊②

宮城野区道路がれき撤去隊(道路隊)



工事名	宮城野区道路がれき撤去
区	宮城野区
町	南10
丁目	南10
区画番号	南10
撤去状況	撤去状況
立会者	



宮城野区公園がれき撤去隊(濡れごみ隊)



工事名	宮城野区公園がれき撤去
区	宮城野区
町	南10
丁目	南10
区画番号	南10
撤去状況	撤去状況
立会者	



工事名	宮城野区公園がれき撤去
区	宮城野区
町	南10
丁目	南10
区画番号	南10
撤去状況	撤去状況
立会者	

広域災害出動部隊編成期 がれき等撤去隊

1. 宅地がれき撤去隊(がれき隊)

津波浸水地域の宅地内のがれきを撤去し、がれき搬入場に搬入した。 51社 重機159台、ダンプ234台
着手2011年4月22日から完了は8月12日

2. 仙台港周辺地区がれき撤去隊(がれき隊)

がれき隊5番目の班は、仙台港周辺地区の道路及び事業者の工場・倉庫等の敷地内のがれきを撤去する作業を実施した。
10社 重機33台 ダンプ56台 着手2011年5月8日から完了9月15日

3. 農地がれき撤去隊(農地隊)

津波浸水地域の農地内のがれきを撤去し、がれき搬入場に搬入した。 54社 重機180台 不整地運搬車97台 ダンプ274台

4. 行方不明者捜索に係るがれき撤去隊 第2期 (人命隊)

警察・消防の行方不明者捜索に協力し、津波浸水地域の農地内において、障害物となるがれきなどを撤去し、がれき搬入場に搬入した。
2社 着手2011年6月13日から完了6月30日

5. 井土がれき搬入場造成隊 2期

農地がれき撤去等の細かいがれき混じりの津波堆積物を集積するため、井土がれき搬入場の隣接地を専用の置場として造成した。1社 着工2011年11月21日から2012年1月31日



広域災害出動部隊編成期 がれき等撤去隊①

宅地がれき撤去隊(がれき隊)

対象面積約600ha 撤去がれき量約562,000m³

～仙台市がれき処理の本格始動～

津波浸水地域で宅地内のがれきを撤去する作業は4月下旬から約4か月かけて行った。作業にあたっては、対象エリアを宮城野区の蒲生・中野、蒲生・岡田、若林区の荒浜、藤塚・井土の4地区に分割。51社が4班を編成し、さらに各班が複数のパーティーに分かれ、細分化したエリアを担当した。動員数は延8万人に上がった。

4班ごとに毎週、地図の工程表を作成し、仙台市のホームページで公表した。1週間で作業が終了する地域を緑色、次週作業予定地域は赤色、再来週予定地域を水色で示した。同じ工程表を避難所にも張り出した。



広域災害出動部隊編成期 がれき等撤去隊②

宅地がれき撤去隊 第1班 蒲生・中野地区



宅地がれき等撤去隊 第2班 蒲生・岡田地区



広域災害出動部隊編成期 がれき等撤去隊③

宅地がれき撤去隊 第3班 荒浜地区



宅地がれき撤去隊 第4班 藤塚・井土地区



広域災害出動部隊編成期 がれき等撤去隊④

仙台港周辺地区がれき撤去隊(がれき隊)

対象面積約800ha 撤去がれき量6,300m³

カイルク物流センター民有地がれき撤去 2011.06.20撮影



宮城県共同倉庫株式会社民有地がれき撤去 2011.06.20撮影



仙台港流通ターミナル株式会社民有地がれき撤去 2011.06.20撮影



仙台臨海通運株式会社民有地がれき撤去 2011.06.20撮影



広域災害出動部隊編成期 がれき等撤去隊⑤

農地がれき撤去隊(農地隊)

対象面積約1,800ha 撤去がれき量約1,000,000m³

宅地がれき撤去に引き続き、7月からは農地に漂着した津波がれき撤去に移行した。仙台市内の浸水農地約1,800haと広大だったので、54社により5班を編成した。

作業は津波浸水の内に漂着した車両や流木など様々ながれき類を重機、クローラードンプと人力を駆使し、ダンプトラックに積み込み搬入した。仙台東部道路側(西側)から海岸に向かって進められ、被災農家や地元農協、土地改良区の協力を得て、2011年12月までに完了した。

津波堆積物用の置場を増設

がれきを撤去した後の農地には大量の細かいがれきが混入している津波堆積物が存在していた。搬入場に専用の置場を増設した。

又、7月から作業を開始したため、農地内に大量の草がおい茂っていた。



広域災害出動部隊編成期 がれき等撤去隊⑥

農地がれき撤去隊 1工区 宮城野区福室、岡田、蒲生 地区



農地がれき撤去隊 2工区 若林区荒井、荒浜 地区



広域災害出動部隊編成期 がれき等撤去隊⑦

農地がれき撤去隊 3工区 若林区荒井、荒浜、下飯田、三本塚 地区



広域災害出動部隊編成期 がれき等撤去隊⑧

農地着がれき撤去隊 4工区 若林区今泉、下飯田、三本塚、二木、井土、種次地区



農地着がれき撤去隊 5工区 若林区種次、藤塚、三本塚地区、太白区四郎丸地区



広域災害出動部隊編成期 がれき等撤去隊⑨



6 損壊家屋等解体撤去隊(解体隊)

対象エリアは仙台市内。個人が所有する家屋もしくは中小企業者が所有する事業所などで、り災証明書で、「全壊」または「大規模半壊」と判定された物件が対象だった。個人が自ら居住することを目的とする住宅やマンションについては、「半壊」と判定された物件が含まれた。

環境局では宮城県解体工事業協同組合と(社)仙台建設業協会の地元2団体に依頼することとし、2011年5月23日付の契約で仙建協損壊家屋等解体撤去隊40社体制がスタートした。

7 損壊ブロック塀解体撤去・山がれき撤去隊(山ごみ隊)

東日本大震災により損壊したブロック塀・山がれき(震災後5ヶ月を経ても撤去が出来ない震災廃棄物で瓦、ブロック塀、門柱、その他家屋の廃材ががれき化したもの)を撤去し、がれき搬入場に搬入した。5社着手9月下旬から期間は3月31日まで、1社は5月まで実施



広域災害出動部隊編成期 がれき等撤去隊⑩

4 損壊家屋等解体撤去隊(解体隊)

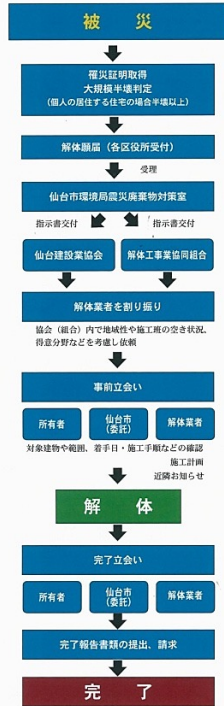
対象エリアは仙台市内。個人が所有する家屋もしくは中小企業者が所有する事業所などで、り災証明書で、「全壊」または「大規模半壊」と判定された物件が対象だった。個人が自ら居住することを目的とする住宅やマンションについては、「半壊」と判定された物件を含まれた。

環境局では宮城県解体工事業協同組合(解体協)と(社)仙台建設業協会(仙建協)の地元2団体に依頼することとし、環境局内に震災廃棄物対策室工務調整班、解体撤去業務担当チームを設置した。

解体協は直接元請として解体撤去業務を受けた。仙建協は仙台市と協定を結び会員に配分することとして、仙建協内に家屋解体班事務局を設置した。

2011年5月23日付の契約から仙建協損壊家屋等解体撤去隊40社体制がスタートした。当初60班の解体班で開始し、ピーク時には約130班体制まで拡大した。仙建協損壊家屋等解体撤去隊は、がれき撤去と異なり、建築工事の施工を主とする会員会社を中心となり編成した。

損壊家屋等の解体撤去願いの受付は12年9月28日末まで実施され、最終の解体撤去の完了件数は10,504件となった。この内、仙建協の完了件数は4割以上の4,437件になった。大規模物件を除き2013年3月31日までに完成し、13年9月30日に最後の解体を終了した。仙建協で2012年12月31日までに撤去した損壊家屋等解体がれき量は、1,171,459tになった。



協会の受託責任

解体協は組合として直接仙台市と契約をして、請け負った仕事を組合員に割り振りをしていた。仙建協は会員毎の個別契約であったが、実質的には仙建協も解体協と同等の受託責任を求められ、その責を果たすための指導を実施していた。

また、仙建協では安全協議会を設置し、定期的なパトロールを実施することとなった。さらに、建災防の指導員、仙建協労安委員会、そして労基署も交えてのパトロールを実施した。

安全パトロール



広域災害出動部隊編成期 がれき等撤去隊⑪

損壊家屋等解体撤去隊 市街地宅地被害地域 木造2F建て 117.00㎡ 工期10日間



撤去前



内装解体中



建物解体中



解体撤去終了



広域災害出動部隊編成期 がれき等撤去隊⑫

損壊家屋等解体撤去隊 大規模建物解体事例 倉庫解体

施工場所： 仙台市宮城野区 鉄骨造2階建て 4,836.92㎡ 工期 9月20日～11月22日



撤去前

建物
解体中

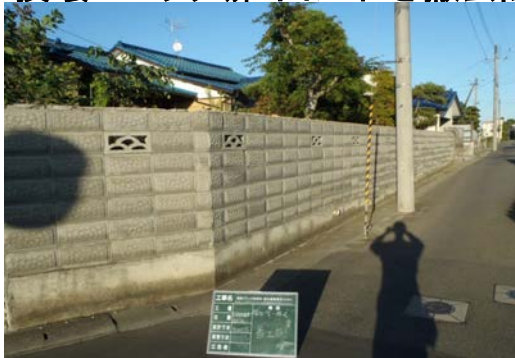


解体撤去
終了



広域災害出動部隊編成期 がれき等撤去隊⑬

損壊ブロック塀・山がれき撤去隊(山ごみ隊)



仙建協活動まとめ

延べ43万人、重機・ダンプ34万台を投入

がれき撤去に要した人員・機材の総数量の想定値
(2011年3月～12年3月)

がれき撤去の延べ人員・機材(推計)			
2011年3月～12年3月			
人員	単位 人	土木一般世話役	22,126
		特殊作業員	15,315
		普通作業員	36,991
		特殊運転手	71,998
		一般運転手	56,253
		交通誘導員	41,751
総計		244,434	
機材	単位 台	バックホー	53,784
		その他重機	3,573
		ダンプトラック	55,806
		クローラードンプ	13,086
		その他トラック	580
総計		126,829	

損壊家屋等解体撤去に要した人員・機材の総数量の想定値
(2011年5月～12年12月) ※13年9月まで継続

損壊家屋等解体撤去(仙建協分)の延べ人員・機材(推計)			
2011年5月～12年12月			
人員	単位 人	普通作業員・解体工	99,555
		特殊運転手	38,763
		一般運転手	55,107
総計			193,425
機材	単位 台	バックホー	48,087
		ダンプトラック	169,413
総計			217,500

※ 緊急応急対応業務、行方不明者捜索に係るがれき撤去、行方不明者捜索に係る河川等の排水及びがれき撤去、仙台市東部地区緊急排水業務を除く

仙台市復興状況 津波防災対策 かさ上げ道路事業

かさ上げ道路事業

沿岸から約1kmの位置を南北に走る県道塩釜亘理線等のかさ上げは、仙台市の津波防災対策の要となる事業です。現在、用地取得が完了したところから施工しており、完成は平成30年度を予定しています。



仙台市復興状況 東部地域の住宅再建

防災集団移転促進事業



移転対象地区
(約1,210ha)

移転対象世帯(従前世帯)

約1,540世帯

※移転先においては、従前世帯からの分離・統合が発生していることから、移転数は「戸」で記載

集団移転, 単独移転,
復興公営住宅での移転先戸数

約1,760戸

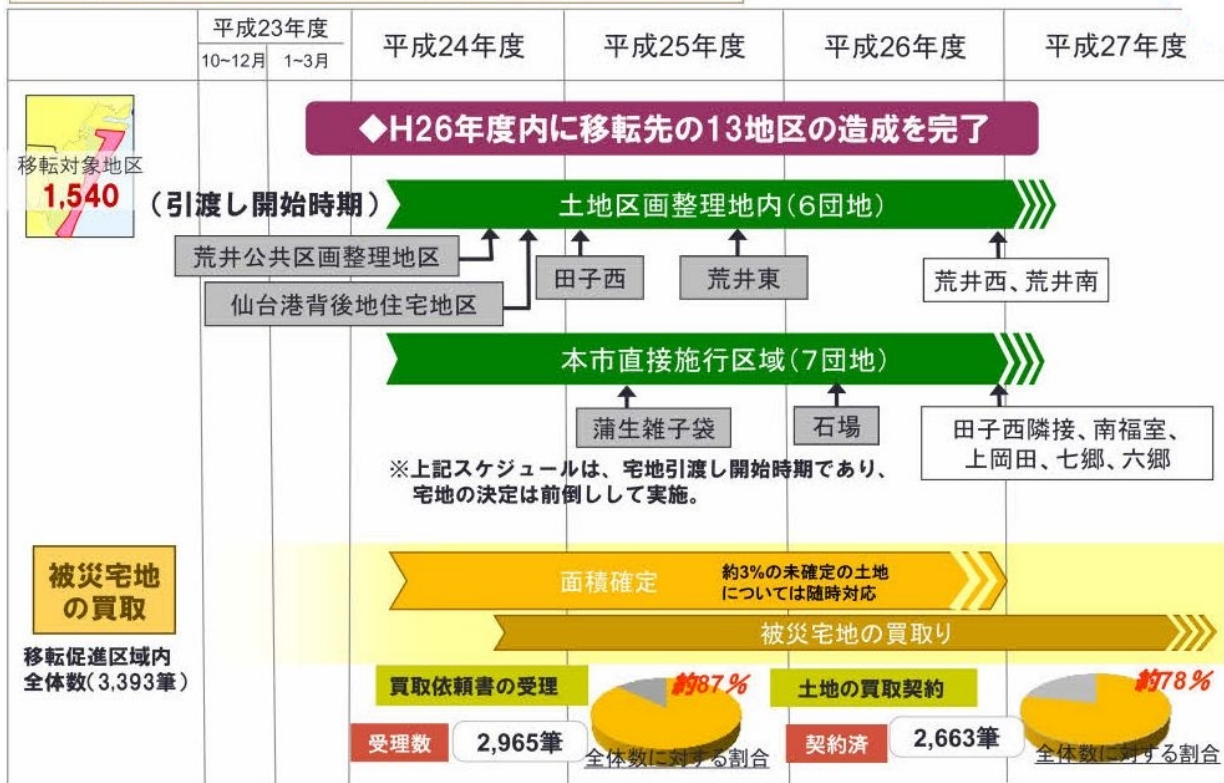
住宅の再建方法



仙台市復興状況 東部地域の住宅再建

災害危険区域からの集団移転の事業スケジュール

H27.3.1現在



仙台市復興状況 東部地域の住宅再建

移転対象地区
1,540

移転先地の状況

H27.3.1現在

◆ 13地区643宅地が決定済(うち182宅地が契約済)

土地区画整理地内6団地

地区	宅地申込受付	宅地決定数	契約数
荒井公共区画整理地区	公開募集受付H25. 6/12～(先着順)	45宅地	45宅地
仙台港背後地住宅地区	受付終了	25宅地	25宅地
田子西地区	公開募集受付H25. 11/28～(先着順)	51宅地	51宅地
荒井東地区	公開募集受付H26. 1/30～(先着順)	46宅地	45宅地
荒井西地区	平成26年度末(造成完了時期)	167宅地	—
荒井南地区		12宅地	

本市施行区域7団地

地区	宅地造成完了時期	宅地決定数	契約数
蒲生雑子袋地区	平成25年6月20日	5宅地	5宅地
石場地区	平成26年6月30日	11宅地	11宅地
六郷地区	平成26年度末	39宅地	—
七郷地区		28宅地	
田子西隣接地区		124宅地	
上岡田地区		60宅地	
南福室地区		30宅地	



住宅建設が進む荒井東地区
(H26.11撮影)



新居での暮らしが始まった石場地区
(H26.11撮影)



インフラ整備が進む六郷地区
(H27.3撮影)

仙台市復興レポートVol.29引用

仙台市復興状況 東部地域の住宅再建



住宅再建が進む移転先地

七郷地区

六郷地区

田子西隣接地区

移転先全13地区の
造成完了
(平成26年度末)

仙台市復興レポートVol.39(最終号)引用

仙台市復興状況 宅地被害・復旧支援事業

○中心部から5～7kmほどにある、昭和30年代後半から50年代にかけて造成された団地において、地盤の崩落や地すべり等が発生し、非常に多くの宅地が被災しました。

震災による被災宅地数 **5,728**宅地

2つの制度で
宅地復旧を支援

公共事業区域内の被災宅地 (2,521宅地) (約**44%**)
左記以外の被災宅地 (3,207宅地) (約**56%**)

仙台市
施工

公共事業による宅地復旧

- ・造成宅地滑動崩落緊急対策事業
- ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

宅地所有者が、
個別擁壁の復旧工事費の**10%を負担**

所有者
施工

助成金制度による宅地復旧

- ・東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度
※平成27年3月31日申請受付終了
- 擁壁等の復旧工事費のうち、100万円を超える部分の**90%を助成**(上限額1,000万円)

公共事業による宅地復旧事例

(南光台六丁目)

(復旧前)



(復旧後)



「危険宅地」判定内容:この土地に入るとは危険です。立ち入る場合は専門家に相談してください。

「要注意宅地」判定内容:この土地に入るとは十分に注意してください。応急的に補強する場合は専門家に相談してください。

仙台市復興状況 宅地被害・復旧支援事業

仙台市資料から引用

公共事業による宅地復旧

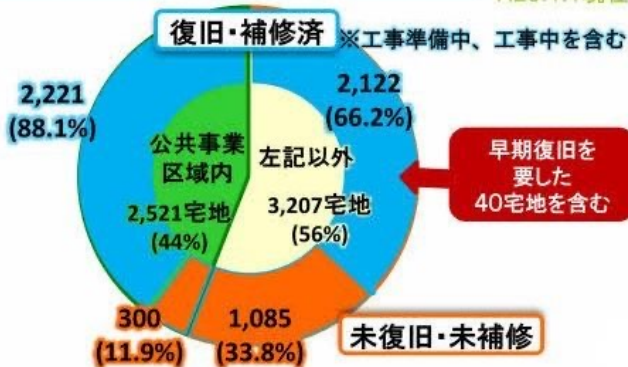
工事契約締結後の状況 H28.1.1現在

工事中	12地区	8工事
工事完了	157地区	50工事
計	169地区	58工事

■工事中12地区についてはH28.3末までにすべての地区で工事完了を予定しています。

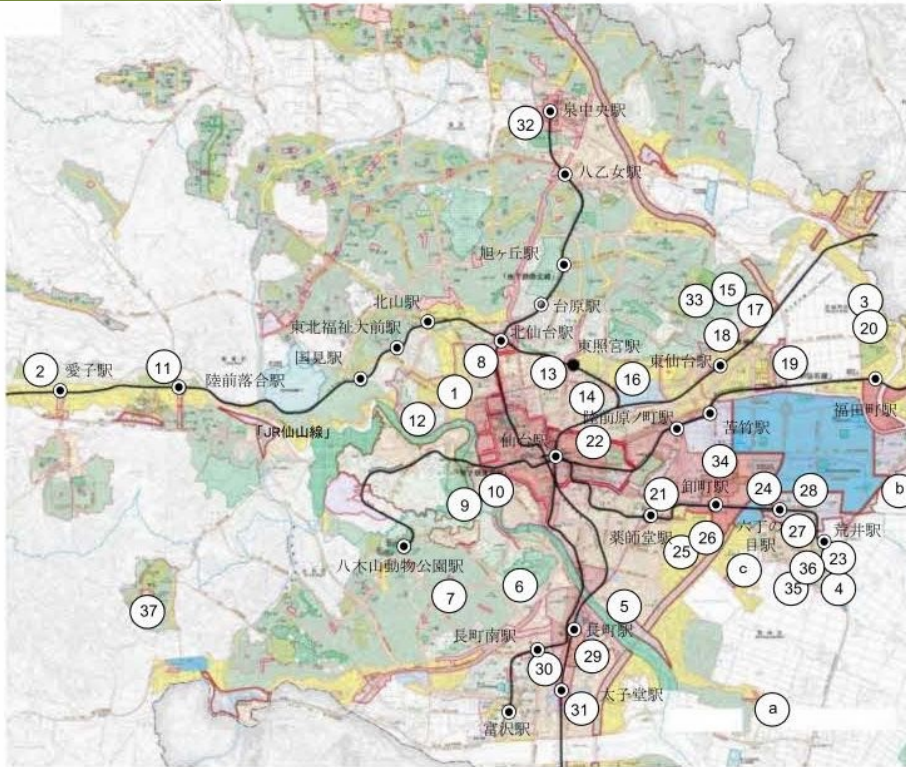
被災宅地(5,728宅地)の復旧状況

H28.1.1現在



仙台市復興状況 宅地被害・復旧支援事業

整備箇所一覧



1 北六番丁	21 宮城野
2 上原	22 仙台駅東
3 田子西	23 荒井東(第2期)
4 荒井東	24 六丁の目西町
5 若林西	25 中倉
6 鹿野	26 大和町
7 芦の口	27 荒井第二
8 通町	28 六丁の目中町
9 霊屋下	29 あすと長町
10 霊屋下第二	30 あすと長町第二
11 落合	31 あすと長町第三
12 角五郎	32 泉中央南
13 梅田町	33 鶴ヶ谷第三
14 小田原	34 卸町
15 鶴ヶ谷第二	35 荒井南
16 幸町第三	36 荒井南第二
17 燕沢東	37 茂庭第二
18 燕沢	a 六郷
19 新田東	b 岡田
20 田子西第二	c 荒井西

仙台市復興状況 宅地被害・復旧支援事業

整備状況

現在まで約2,800戸の整備が完了し、入居された方々の新しい生活が始まっています。
平成27年度末までに、整備戸数3,206戸について概ね整備完了の予定です。

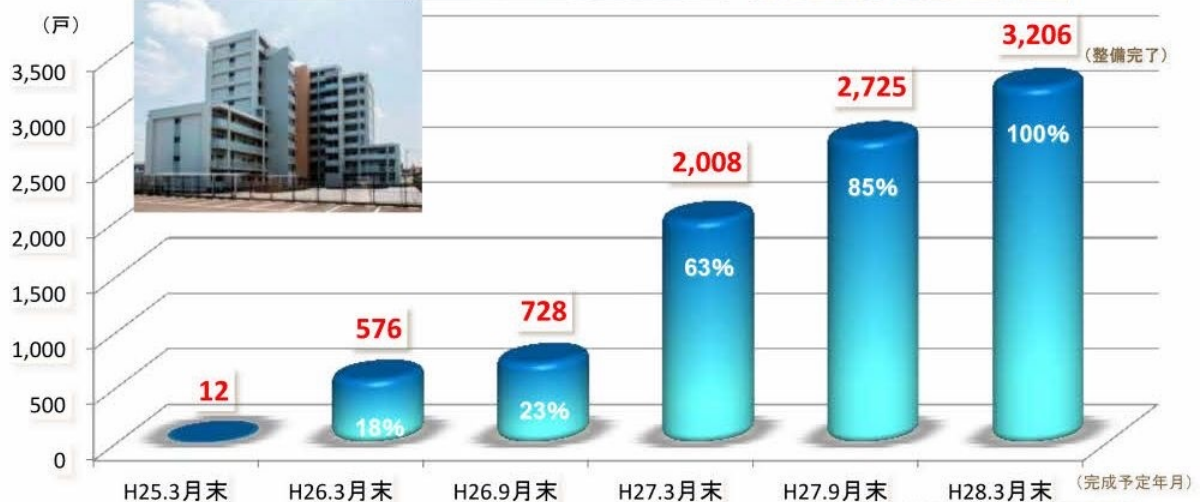
霊屋下第二(H27.9月完成)



あすと長町第二復興公営住宅交流会の様子



宮城野(H27.8月完成)



東日本大震災を体験して①

1. 今回の災害の特徴

1. 通常地震災害ではなく津波災害 点ではなく面的被害 東日本全体
2. 壊滅的な被害 戦後の焼け野原状態
3. 大量の二重債務者発生 しかも親戚一同ぐるみで
4. 被災者のほとんどが九死に一生の体験者 PTSDの後遺症
5. **すべての地域がすぐ救出される訳ではない。必ず取り残される地域はある**
6. 最初の出動から遺体と向き合う作業となる メンタル的にきつい
7. ガレキ撤去も単純な作業ではない（遺体、財産、立会い、完全分別）
8. 燃料と食料の枯渇 東日本の物流が全てストップ
9. 沿岸部の通信網の断絶 全く通じない
10. 年度末という完成検査前の災害 資金繰り困難
11. 原子力発電所事故
12. 風評被害

東日本大震災を体験して②

2. 地域建設会社に与えられた使命

- (1) 地域建設会社とは現場で実際に専門的な作業を行う会社のこと
気候や特徴など地域を熟知する、現場のプロフェッショナル。
病院で例えると「町のお医者さん」
東日本大震災発災時には「救急救命医」
- (2) **地域建設会社の啓開**
自衛隊や消防隊はどうやって被災地域へ入ったのか？
地域建設会社により、東日本大震災の直後になされた**道路や港の啓開活動**
が、救援部隊の被災地域の移動、物資輸送、人々の避難に大きく役立った

東日本大震災を体験して③

(3) 地域建設会社の行方不明者捜索への協力

多量の積み重なったがれきの中での行方不明者捜索は、自衛隊や消防隊だけで実行できるのか？

積み重なったがれきの中を捜索する場合は、重機によって慎重にがれきをどけつつ捜索する

その重機は地域建設会社のオペレーターが操作

川・沼・水路・水位が上がった田畑では水を排水しなければ行方不明者捜索が出来ない

排水のための作業についても地域建設会社が

(4) 2・3年後に発生していたら、地域建設会社の数も減り、作業員も減り早期の復旧は困難

(5) 地域建設会社の技術者・作業員の使命感

自らも被災者であったが、誰も手が付けられない不快・辛い仕事を実行出来るのは、地域建設会社の自分達だけ

63

東日本大震災を体験して④

3. 市と地域建設業協会の連携及び信頼関係

(1) 市と地域建設業協会が災害協定を締結していたことが大きな力に

(2) 市と地域建設業協会が共同で実施した定期訓練が、迅速な活動開始に

(3) 市と地域建設会社の窓口を一本化し、その後の作業の効率化、円滑化に極めて大きな役割へ

(4) 復旧の契約を特命や指名競争入札にしたことがスピード化へ

(5) 歩掛は未だに混乱、災害時専用の歩掛を災害地域で統一しないと、単価が高い地域に集中

64

東日本大震災から得られた事①

1. 情報の混乱、確認の再確認をとる。殆どが思いつき
2. 安全対策を前面に出し、作業員の不安を取り除く(津波、放射能)
3. 燃料、食料不足に対する調達班の編成 腹が減っては戦は出来ぬ
4. ガソリン・軽油が不足した場合の行動マニュアルの必要性(通勤、仕事)
5. ラジオ、カセットボンベなど電気・ガスが無い場合の対策 社内備品整備
6. 被災社員に対するバックアップ 必要情報の伝達
7. 早急な対応が無理でも必ず対応する
8. 非常時のお客様に対する姿勢 便乗値上げの横行
9. 全国の仲間の支援に改めて感謝 特に西日本の動きが早い
10. 社員の動きが良く見えた 人の本性が良く見えた
11. 普段の地震被害と津波被害の違い
12. この災害が必然とすれば今で良かった訳

65

東日本大震災から得られた事②

13. 東北人の辛抱強さと絆の深さ、日本人のDNAが再確認
14. ボランティアを通して、若者も一生懸命地域を支えた
15. 避難所での支援物資の格差 息の長い支援活動が必要
16. 自衛隊による懸命な救助活動 子供たちの自衛隊に対するあこがれ
17. 警察消防と一緒にの遺体捜索 メンタル面の支援
18. 子供たちのトラウマに対する対応 身近な死
19. 資金繰りに対する役所の考え方 ピンと来ていない
20. 年度末での災害の対処方法 普段とは違う
21. 世界一災害に強い地域を次世代に残せることが、誇りに思う
22. 建設業は普段は「町医者」、災害時は「救急救命医」
23. 震災復興の先を見越した経営を 立て直す絶好の機会
24. ピンチはチャンス、仲間と共に

66

東日本大震災から得られた事③

皆様にこれだけはそなえてもらいたい事

①家族分の食料（1週間分）

②車の燃料は常に満タン

③家族との待ち合わせ場所の確認

宮建協活動記録 宮建協会員企業（251社）の被災状況

【本社被災状況】

- ・全壊企業数 15社
- ・一部損壊企業数 66社

【人的被害状況】

- ・死者、行方不明者数 11名
(社長 1名を含む)

【公共工事現場での被災状況(8月現在調査中)】

- ・重機類 500台 残存価格10億円強
- ・事務所関係 56現場 残存価格2億円弱
- ・仮設等 522個 残存価格1.5億円弱

石巻会員企業の社屋の被災状況



宮建協活動記録 津波による重機の被災状況



69

宮建協活動記録 [知られてない活動]

【水産加工物の海洋投棄】



石巻市内水産加工場処理



石巻市内水産加工物分別作業



気仙沼市内水産加工物分別処理

沿岸部の水産加工場においては、巨大津波により、被災を受けるとともに、電源も喪失したため、冷凍庫の魚介類が腐敗し、もの凄い異臭と虫の発生が深刻化し海洋投棄がなされることとなった。

その海洋投棄については引き受け手がなく、実際に気仙沼・石巻地区においては協会組織として受けざるを得なかった。

箱及びビニールに包装しているものを全て手作業で分別し、魚介類等のみを海洋投棄する状況であった。

石巻地区だけでも4万6千トン海洋投棄した。

70

宮建協活動記録 [知られてない活動] 仮埋葬等作業

個別企業、他産業では受けない作業であっても、協会組織として仮埋葬から掘り起こしの過酷な作業も受けざるを得なかった。

仮埋葬の土葬関係では、沿岸部で実施され、石巻圏の石巻支部では、3月19日から6月17日までの最大91日間実施し、約1,792人分の穴を準備し、707人分の埋葬を行い、掘り起こしもご遺族の立会等のもとに同様に会員企業があたっている。

【石巻市内の仮埋葬】



実践シティズンシップ教育 防災まちづくり・くにづくり学習



本書は「防災」の「まちづくり」や「くにづくり」を、子どもたちに学んでもらうために、学校教育で、どのような取り組みが必要かをとりまとめた本である。

本書の目的は、全国の防災まちづくり・くにづくり学習の学校づくり、授業づくりに貢献し、それを通して、私たちの学校、地域、社会、そして、まち・くにがどんな災害に対しても強くしなやかになっていくこと、同時に、この学習に触れたすべての児童生徒たちがたくましい生きる力とまちや社会を守る力・つくる力を養うことである。

『第6章 東日本大震災の教訓から得た建設業界の社会的役割 (P64～P72) 株式会社 深松組 代表取締役社長 深松 努』

また政府は、「防災まちづくり・くにづくり学習」の学習ワークブック(副読本)を製作・発行しています。

以下のリンクから、PDFファイルをダウンロードすることができます。

「防災まちづくり・くにづくり学習」の学習ワークブック(副読本)



<http://trans.kuciv.kyoto-u.ac.jp/cvilandeducation/workbook.html>



今後の大災害に備えて①

1. 大災害を想定した燃料供給体制の確保

我が国の製油所は、**関東及び関西方面に偏在**している。

⇒首都直下、東海、東南海、南海地震など今後大災害の発生が想定される。



大震災を想定した供給体制の検討が急務！

2. 広域連携スキームの構築

- ・ 災害廃棄物の処理
- ・ 広域避難
- ・ ご遺体の対応
- ・ 原発事故の対応

3. 住民合意等の問題

- ・ 防災集団移転
- ・ 土地区画整理
- ・ 防潮堤の整備

[出典:宮城県庁]

73

今後の大災害に備えて②

4. 復興期間の検討

短期間に膨大な規模の復旧・復興工事の実施が必要

マンパワー不足

資源の不足・価格の高騰

5年という集中復興期間は適切であったか？

5. 土地収用制度の改善

土地収用の問題点

- 手続きが煩雑で、認定まで長期間を要する。
- 「緊急使用制度」も、被災地域の土地は、所有者多数・相続人不明等の事情があり、活用は難しい。

[出典:宮城県庁]

74

今後の大災害に備えて③

6. 震災の伝承（防災教育）

時間の経過とともに多くの震災関連資料が散逸

震災発生当初から計画的に収集する仕組みを構築すべき

また、発生時に被災自治体が従事した業務等を調査し、大規模災害発生時の教訓とすべき

災害に関する知恵や経験、教訓を様々な形で記録に残し、正しく国内外に向け後世へと伝承していくことが必要である。

○目に見える形で残す… 映像、文書、各種データの保存

震災遺構の保存、記念碑の建立

○伝わる仕組みの構築… 小・中・高の防災教育、語り部、伝承ボランティア

各種記録等へのアクセス環境の整備・向上

○継続的な事業実施… 災害発生日に合わせた防災訓練の実施 等

世代を超えて社会全体で日常的に根付かせる

東日本大震災
アーカイブ宮城

3・11東日本大震災

『仙台建設業協会激闘の記録』



平成25年3月11日発刊

東日本大震災で被災しながらも道路啓開や行方不明者捜索、がれき撤去、解体などに尽力した協会会員と協会事務局の約2年間にわたる取り組みを詳細に記録。

その中で随所に見られた工夫や課題を明らかにすることで、今後津波の発生が予測されている他地域への防災意識の伝承や、災害発生時の建設業界や行政の対応指針として活用されることを期待。

(一社)仙台建設業協会ホームページからダウンロードできます。

<http://www.senkenkyo.org/>

地震災害時における避難所等の 応急危険度判定に関する協定

平成26年6月6日に仙台市と4団体が
協定締結

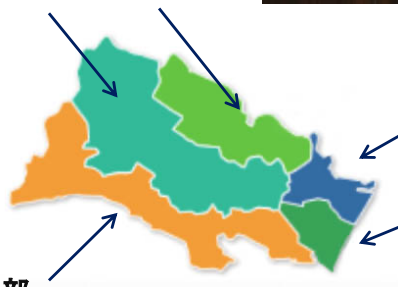
震度6弱以上の地震災害が発生した場合に、仙台市から指定されている避難所の
応急危険度判定を実施する。



(一社)宮城県建築士事務所協会
【青葉区・泉区】



宮城県建築士会仙台支部
【太白区】



(公社)日本建築家協会東北支部
宮城地域会 【宮城野区】

(一社)仙台建設業協会
【若林区】19箇所を担当

大雪時における道路の除雪・ 排雪作業等に関する協定

平成26年12月3日に仙台市と(一社)仙台建設業協会
(以下「仙建協」)、(一社)宮城県造園建設業協会(以下
「宮造協」)が協定締結

通常の除雪業務とは別に、大雪時に協会で組織する
「災害応急措置協力作業隊」が、バス停や地下鉄出入
口、歩道などの除雪・排雪作業を速やかに実施する。(3
日程度を想定)



1. 歩道除雪

仙建協・・・バス停付近の歩道等(バス停の前後15m 合計30m)
宮造協・・・駅周辺の歩道等(駅から概ね半径100mの範囲)

2. 排雪

仙建協・・・路線バスの運行に支障となる箇所

3. 排雪場所の管理

宮造協・・・予め各区・総合支所が設定した排雪場所の管理・運営

4. その他

仙建協・・・通学路(学校から半径200mの範囲)や他路線の排雪

大雪時における道路の除雪・ 排雪作業等に関する協定

除雪・排雪作業の出動状況



仙台市郊外団地内 幹線道路



宮城県道・山形県道62号仙台山寺線

災害時における車両等の 移動に関する協定

災害時に放置された車両問題は1978年の宮城県沖地震の際から課題で、東日本大震災、2014年の豪雪被害を教訓として、同年11月に**放置車両対策を柱とした改正災害対策基本法**が施行された。



平成27年12月3日に仙台市と
(一社)仙台建設業協会(以下「**仙建協**」)、
(一社)日本自動車連盟宮城支部(以下「**JAF**」)
が協定締結

大規模地震や大雪時等に、放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急車両の通行に支障となる場合、仙台市からの要請を受け、**仙建協**、**JAF**が相互協力のもと通行ルートを確認する。

業務分担

※仙台市が管理する道路のうち、緊急輸送を確保する必要がある道路や災害応急対策に著しい支障が生じる道路を対象

仙建協・・・**車両重量3tを超える車両**及びその他の物件の移動

J A F・・・**車両重量3t以下の車両**及びその他の物件の移動

仙台市における災害時の 相互協力に関する協定

東日本大震災における震災廃棄物処理の経験を踏まえて・・・



平成27年9月3日に
(一社)仙台建設業協会（以下「**仙建協**」）、
宮城県解体工事業協同組合（以下「**解体協**」）、
宮城県産業廃棄物協会仙台支部（以下「**産廃協**」）
 の3団体が協定締結

仙台市からの要請による救助活動・人命救助、
 道路啓開、がれき処理、家屋解体及び分別・処理等に関し、資機材の過不足等や機材
 の融通、軽油・ガソリン等燃料に関する情報交換と相互融通等で相互協力を行う。

東日本大震災において、「**仙建協**」、「**解体協**」、「**産廃協**」の3団体をはじめとする地元企業と仙台市で取り
 組んだ災害廃棄物処理【**仙台方式**】では、津波被害に伴うガレキの回収、被災家屋の解体・撤去等を迅速か
 つ緊密な連携のもとで、分別・リサイクルを徹底しながら実施した。

その結果、約137万tのガレキを3年間に処理し、津波堆積物と合わせ、約84%のリサイクル率を達成した。

仙台市における災害時の 相互協力に関する協定



【仙台方式】 の特徴

1. 地元業者が復旧作業を実施 ～地域経済を復興～
2. 官民の緊密な連携・明確な役割分担 ～被災地域を迅速に復旧～
3. がれき等の分別・リサイクルの徹底 ～仙台市域内で処理完結～



仙台市における災害時の 相互協力に関する協定

仙台市宮城野区蒲生字八郎兵工谷地第2地内(蒲生海岸公園)



『役に立つ！ 災害廃棄物処理の初動期活動』 Q&A集を発刊 (H29. 3. 11)



(一社)仙台建設業協会、宮城県解体工事業協同組合、宮城県産業廃棄物協会仙台支部の3団体からなる「せんだい災害協定団」が震災で得た経験や教訓等を今後の大規模災害発生時の緊急マニュアルとして発刊した。

震災後の初動対応や行政との連絡体制、人員配置のあり方等を、実体験を踏まえ、Q&A形式でまとめた。

今後想定される大規模な災害に備え
現場の第一線の方々のバイブルに！



『杜の都建設協同組合』の設立

～地域維持効率化へ連携～

建設業を取り巻く現状の問題点

- ◆ 公共事業の縮減・先の見えない受注環境
- ◆ 受注競争の激化・低価格入札による疲弊
- ◆ 会社組織の縮小・建設機械、機材の老朽化
- ◆ 作業員の高齢化・若年作業員確保の困難さ 等

地域建設業が克服すべき課題

産業の魅力発信

新しい産業スタイルへの変革

維持更新時代への対応

ものづくり環境の維持

技術力、経営力強化

『地域における安全・安心・維持管理のパートナー』として新たな体制づくりを構築

協同組合の設立へ

協同組合による共同受注

官公需適格組合を目指す

『杜の都建設協同組合』の設立

～地域維持効率化へ連携～

- 【名称】 杜の都建設協同組合
- 【設立】 平成29年3月13日 創立総会
平成29年4月14日 設立認可
平成29年5月9日 設立登記
- 【代表者】 理事長 深松 努
((一社)仙台建設業協会会長)
- 【組合員】 65社
- 【資本金】 約6,850万円
- 【建設業許可】 平成29年6月20日
- 【入札参加登録】 仙台市：平成29年10月1日
宮城県：平成30年1月4日



建設工事、除排雪、維持管理業務の共同受注
組合員の資材・消耗品等の共同購買等を実施

受注業務の効率化
災害対応力の強化を図る

協同組合のメリット

- ◆ 受注業務の効率化
- ◆ 地域実態把握能力や得意分野の活用
- ◆ 災害措置能力の向上
- ◆ 建設会社の地域情報の精通化 等

発注者のメリット

- ◆ 一括発注によるコスト、事務負担の低減
- ◆ 職員の精神的負担の軽減
- ◆ 緊急連絡、緊急措置の効率化 等

一般社団法人 浜松建設業協会（静岡県）と 災害時相互援助協定を締結

大規模災害時の広域連携によるリスクの分散化が必要

平成30年9月5日に（一社）仙台建設業協会、（一社）浜松建設業協会が
災害時の相互援助に関する協定締結



協定の概要

このたびの協定締結は、東南海地震や宮城県沖地震など今後発生が予想される災害を想定したもの。仙台市あるいは浜松市において大規模災害が発生した時に、仙台・浜松の両建設業協会が相互に援助をし、それぞれの市の応急措置・復旧事業・復興事業に貢献し、市民の安全・安心を確保することを目的とする。



どちらかの地域で大規模災害が発生した際は、援助要請の有無にかかわらず出動し、発災から72時間以内に要した経費は無償と定め、両協会は今後、災害下の混乱の中でも速やかに活動できるよう進路経路の確保や集合場所、宿泊場所、支援活動に必要な資機材などを事前に特定するほか、組織体制の整備や情報交換、関係機関との調整を行う。

一般社団法人 浜松建設業協会（静岡県）と 災害時相互援助協定を締結

2018年9月15日掲載 河北新報

～東南海地震や宮城県沖地震等を想定して～

ごあいさつ 一般社団法人 仙台建設業協会 会長 深松 努

本年5月に仙台建設業協会の会長、併せて6月に都建協同組合の理事長となりました深松です。改めて、よろしくお願ひ申し上げます。

毎年自然災害が発生しています。7月の西日本豪雨による被害は、まだ記憶に新しく、また広域的な災害となると近隣同士で援助するのが難しいことも明らかになりました。当協会では以前より、一災害で同時に被災地にならない、離れた地域の相互援助を検討してまいりました。そこでこのたび、近く東南海地震の発生確率が高まっている地域で、かつ政令指定都市である静岡県浜松市の建設業協会、そして定期的な宮城県沖地震が予想されている仙台市の当協会との間で、災害時の相互援助協定を締結しました。従来の災害時協定において官民間が多い中、今回の民間間の協定締結が契機となって遠距離間の相互援助が大きく広がり、広域的に迅速な復旧につながることを望んでおります。

（一社）仙台建設業協会（一社）浜松建設業協会
災害時の相互援助に関する協定調印式

調印式で握手を交わす深松努会長（右）と中村高宏浜松建設業協会会長

協定の概要
このたびの協定締結は、東南海地震や宮城県沖地震など今後発生が予想される災害を想定したもの。仙台市あるいは浜松市において大規模災害が発生した時に、仙台建設業協会および浜松建設業協会が相互に援助をし、それぞれの市の応急措置、復旧事業・復興事業に貢献し、市民の安全・安心を確保することを目的とする。

未来へつなぐ 社の都のまちづくり
一般社団法人 仙台建設業協会

その他の主な協定内容
仙台区における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定
東日本大震災からの復興に尽力してきた仙台市、仙台建設業協会、宮城県解体工事業者協同組合、宮城県産業廃棄物協会仙台支部が本年4月に上記の協定を締結した。4者での連携体制を構築し、災害時に発生する災害廃棄物の処理などを適正かつ迅速に進めることで、仙台市の復旧・復興事業に貢献するとともに市民の安全・安心の確保につなげる。

所在地／仙台市青葉区支倉町2-48(宮城県建設業会館) TEL:022-265-7094

私たちが災害時の復旧・復興事業に貢献します

(広告欄不明)

災害時に相互援助 地域越え

仙台市の建設業界を盛らす仙台建設業協会（協）と宮城県内の建設業界を盛らす宮城建設業協会（中野建設協会）は、「仙台市から浜松市に広がる災害時の相互援助」に関する協定を締結した。それぞれの地域の安心、安全を確保するため、政府指定都市である仙台建設業協会と相互援助協定を締結する。協定は、災害発生時に相互に資材や機材を供給し、被災者への支援活動を行うこととされている。

スコープ 広域連携

5日午後、中野建設協会が仙台市に訪問し、協会の会館で協定を締結した。協定は、仙台市から浜松市に広がる災害時の相互援助に関する協定を締結した。それぞれの地域の安心、安全を確保するため、政府指定都市である仙台建設業協会と相互援助協定を締結する。協定は、災害発生時に相互に資材や機材を供給し、被災者への支援活動を行うこととされている。

仙台建協

浜松建協

仙台建設業協会では、被災地の復興支援に貢献するため、被災地の建設現場に資材や機材を供給し、被災者への支援活動を行うこととされている。また、被災地の建設現場に資材や機材を供給し、被災者への支援活動を行うこととされている。

宮城建設業協会では、被災地の復興支援に貢献するため、被災地の建設現場に資材や機材を供給し、被災者への支援活動を行うこととされている。また、被災地の建設現場に資材や機材を供給し、被災者への支援活動を行うこととされている。



協定締結に際し、協会の代表者が握手を交わす。左から協会の代表者、中野建設協会の代表者、仙台建設業協会の代表者。

大規模災害時のリスク分散



被災現場で発生した大量の瓦礫。大規模災害時のリスク分散が求められる。

大規模災害時には、被災地の復興支援に貢献するため、被災地の建設現場に資材や機材を供給し、被災者への支援活動を行うこととされている。また、被災地の建設現場に資材や機材を供給し、被災者への支援活動を行うこととされている。



被災現場で発生した大量の瓦礫。大規模災害時のリスク分散が求められる。

大規模災害時には、被災地の復興支援に貢献するため、被災地の建設現場に資材や機材を供給し、被災者への支援活動を行うこととされている。また、被災地の建設現場に資材や機材を供給し、被災者への支援活動を行うこととされている。



被災現場で発生した大量の瓦礫。大規模災害時のリスク分散が求められる。

大規模災害時には、被災地の復興支援に貢献するため、被災地の建設現場に資材や機材を供給し、被災者への支援活動を行うこととされている。また、被災地の建設現場に資材や機材を供給し、被災者への支援活動を行うこととされている。

最後に

東日本大震災から12年11ヶ月経ち、今、復興現場の最前線では過去に前例のない出来事(骨材、生コン、各資機材の不足、職人不足、地権者の消息不明、土地の未確定)が次から次へと発生しました。

しかし、これは産みの苦しみであり、必ず官民一体となって叡智を結集し解決して、最良の方程式をみいだします。

そして、いずれまた襲ってくる津波に素早く対応し、スムーズな復旧復興に立ち向かえるよう、次代の世代に、また近々に襲来が予想される関東、東南海地方の人々の為にお伝えすることが、今回、日本中、世界中から数々のご支援をいただいた我々の恩返しだと思っています。

「感謝報恩」、震災以降の私のテーマであり、復興が終わるまで変わらず思い続けて行きます。「一隅を照らすもの、国の宝なり」、私たちそれぞれが、その一隅を照らす一員となり宮城の復興のために邁進していきましょう。